



# かけはし

第17号 (平成25年1月4日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 国民年金部  
部長 阿蘇 俊彦

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

## <目次>

- ・はじめに
- ・理事長の挨拶
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

## はじめに

新年あけましておめでとうございます。これまで、情報誌「かけはし」の編集にあたっては、「タイムリーな話題を、分かりやすく、そして早く市町村の担当者へ」をモットーに進めてまいりました。今年も「読みやすい内容と見やすい紙面作り」に心がけていきたいと考えています。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

## ご挨拶

日本年金機構理事長 紀陸 孝

新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

市区町村の皆様方には、日頃から年金事業運営の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本年金機構は発足してからの3年間、「日本一のサービス機関」を目指すべく適用・徴収・相談といった各種事業を推進してまいりました。

本年は国家プロジェクトである年金記録問題の集中処理期間の最終年度を迎えます。1月からは「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を開始いたしますが、1人でも多くのお客様に関心を持っていただくことが大切となります。住民の年金権確保は住民全体の幸せを高めることにも繋がりますので、キャンペーンへのご協力を是非ともお願いいたします。

さらに、機構としてはICT化の推進を今後大きく展開すべき事業と考えており、皆様におかれましても、「ねんきんネットの導入」や「国民年金適用関係届書の電子媒体化」をご検討いただければ幸いです。

国民年金保険料の収納対策につきましては、皆様方からのご協力をいただき、各種事業に取り組んでいるところですが、よりきめ細かな対策を強力に進めていく予定です。また、自治体、大学、企業等に年金制度の周知・啓発を行うことを目的とした、

「地域展開事業」にも力を入れていくこととしております。地域に密着した活動を推進していくことが肝要でありますので、皆様的一段のご協力をお願いいたします。

これらの事業を円滑に進め、住民の方々にとっても有益なものとするため、機構職員一丸となって取り組む所存でありますので、引き続き、皆様方からのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本年が皆様方にとって実りある一年となりますようご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

## 機構からの連絡



### 国民年金後納制度の実施状況及び後納保険料納付書の使用期限について

平成24年10月から後納制度がスタートし3か月が経ちました。

8月からは事前に後納のお知らせをお送りしてきたこともあり、後納制度をご利用いただくお客様は徐々に増えています。

今後も対象の方にはお知らせをお送りする予定ですが、お知らせをご覧になった住民の方からお問い合わせがあった場合は、国民年金保険料専用ダイヤルまたは最寄りの年金事務所のご案内をよろしくお願い致します。

平成24年11月末までの後納制度の相談状況等をお知らせします。

- ・お知らせの送付件数 9,791,449件  
全国の後納制度が利用可能と思われる送付対象者は約1,700万人（推計）で、平成24年8月から平成25年7月までの間に順次送付します。
- ・相談受付件数 435,766件
- ・後納申込書受付件数 334,928件

平成24年10月から後納申込をされた方にお送り（お渡し）している保険料納付書は、平成25年3月31日が使用期限となっています。（平成15年2月分以前の後納保険料を除きます。）

後納保険料は、年度を単位に加算額が定められており、平成25年3月までに作成した後納保険料の納付書は、平成25年4月以降に納付すると保険料額が相違するため、使用期限を定めております。

そのため、既に後納申込をされたお客様で使用期限内に納付できなかった方からご連絡をいただいた場合は、平成25年4月以降に使用可能な納付書の再作成を行うこととしております。

納付書の使用期限に関するお知らせは、日本年金機構ホームページに掲載し、お客様から納付書の再作成の依頼については、国民年金保険料専用ダイヤル（0570-011-050）及び最寄りの年金事務所受付し、後日、お客様の住所地を管轄する年金事務所から新たな納付書を郵送します。

使用期限を経過した後納保険料について各市区町村の窓口にお問い合わせがあった場合は、国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所へのお問い合わせをご案内ください。

## 全国都市国民年金協議会理事（市）と日本年金機構との意見交換会が開催されました

去る、平成24年11月2日に、日本年金機構本部において、協議会理事（市）と日本年金機構との相互理解や連携を一層深めることを主な目的に開催しました。

当日は、オブザーバーとして神奈川県立保健福祉大学の山崎名誉教授を迎え、日本年金機構から紀陸理事長、薄井副理事長、松田事業管理部門担当理事及び各事業担当部長が、理事（市）から東京都中央区他18の市区が出席し、当機構から、市区町村に関連する地域年金展開事業、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」、ねんきんネット及び国民年金適用関係届書の電子媒体化等について事業内容等を説明し、これらの事業について活発な意見交換が行われました。

日本年金機構としましては、地域年金展開事業や年金記録の再確認のキャンペーンという新しい取り組みにあたっては、市区町村のご協力が最も重要であると考えており、国民年金適用関係届書の電子媒体化も、市区町村のご協力ができないものと認識しています。

また、当情報誌「かけはし」については、市区町村との良好な関係を構築する「かけはし」となるよう、タイムリーで読みやすい情報誌とする期待が込められていますので、今回の意見交換会の開催にあたり、理事（市）の皆様に対してアンケートを実施し、「かけはし」に関するご意見等を伺いました。今回の意見交換会を契機に、内容の更なる充実を図って参りたいと考えています。

なお、アンケートにおける「かけはし」に関する主なご意見は以下のとおりです。

- ・ 疑義照会回答等の実務に即した情報を掲載してほしい。
- ・ 「障害基礎年金」請求時の特殊な事例など、例題をまじえて毎回紹介する記事を掲載していただきたい。
- ・ 特に市町村での広報用原稿については、できれば月に1回で発行いただきたい。
- ・ 後納制度や年金機能強化法案などの、市民の関心の高いと思われる内容は、全ての情報、特に事務処理の詳細については、少しでも早い情報提供をお願いします。
- ・ 本部から発送される通知のスケジュールや見本を掲載して欲しい。
- ・ 基本的な事務処理についての解説コーナーを設けてほしい。
- ・ 自治体からの意見を公表してほしい。
- ・ 市町村から年金事務所に寄せられた質問・回答があると参考になると思います。
- ・ 毎回、届けてほしい。

平成24年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢又は退職を支給事由とする年金を受けとられた皆様に、平成24年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする『平成24年分公的年金等の源泉徴収票』を日本年金機構からお送りします。

○源泉徴収票送付スケジュール

平成25年1月10日(木)から順次発送します。

源泉徴収票がお手元に届くまで、10日間程度かかる場合があります。

○源泉徴収票の様式

今回お送りする源泉徴収票より、「えんじ色」となります。

平成24年分 公的年金等の源泉徴収票										源泉徴収票の見方		
支払を受ける者	住所 または 居所			氏名						生年月日		1 「支払金額」欄は、平成24年中(平成25年1月にお支払いがある場合を含む)にお支払いした金額で、源泉徴収税額(所得税)と社会保険料を差し引く前のものです。 <small>※「支払金額」欄の金額と実際に受け取られた金額は一致しない場合があります。</small>
	氏名											
	生年月日											
区分		支払金額			源泉徴収税額					2 「源泉徴収税額」欄は、年金から特別徴収された所得税の総額であり、個人住民税は含んでおりません。  3 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。  4 「本人以外の障害者の数」の「特別」欄のカッコ内の人数は同居の方の数を表しています。  5 「社会保険料の金額」欄の内訳は、摘要欄に記載しています。 (源泉徴収税額を計算する際、社会保険料控除となります)  ※公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税の控除対象とされていないため、記載しておりません。個人住民税額については、お住まいの市(区)役所または町村役場にお問い合わせください。  源泉徴収票は確定申告をする際に必要です。大切に保管してください。		
法203条の3第1号適用分	円			円								
法203条の3第2号適用分	円			円								
法203条の3第3号適用分	円			円								
年金の種類		本人		控除対象配偶者の有無等		老人控除対象配偶者の有無				この源泉徴収票は、税務署に確定申告をする際にご使用ください。 ○確定申告書の用紙および手引書は、税務署や市(区)役所または町村役場などにあります。 ○確定申告に関することなど、詳しくはお近くの税務署や税務相談室にお問い合わせください。 ○確定申告に関する情報については、国税庁ホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。 国税庁ホームページは、 <a href="http://www.nta.go.jp">http://www.nta.go.jp</a>		
		特別障害者	その他障害者	有	無	有		無				
控除対象扶養親族の数		本人以外の障害者の数		社会保険料の金額								
特定	老人	その他	特別	その他	円							
人	人	人	人	人								
(摘要)										国税庁 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長		
印												

※源泉徴収票の発行に関する概要・よくあるご質問(Q&A)等について、日本年金機構ホームページに掲載しておりますので、ご利用いただくようご案内ください。



## 60歳以上で退職された方の住所の提供をお願いします！！

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令について)

(事業企画部)

- 日本年金機構では、年金の請求漏れを防止するため、支給開始年齢になる方に対して、事前に「年金請求書」などの重要なお知らせを送付しています。
- しかしながら、なかにはお知らせが未着となり、事前に請求手続のご案内をすることができない方がいます。
- 特に60歳以上で退職された方(以下「被保険者であった方」という。)については、これまで住所変更届等の提出が義務付けられていませんでした。そのため、被保険者であった方が住所等を変更しても、日本年金機構で正しい住所等を把握することができず、重要なお知らせが未着となる可能性があります。
- このような状況を踏まえ、日本年金機構が被保険者および被保険者であった方に対し、重要なお知らせを確実にお届けできるよう、次のように厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成25年1月に公布され、平成25年4月1日から施行されます。

### 【改正の内容】

- ◆日本年金機構は、年金の請求漏れを防止する観点から、被保険者および被保険者であった方に対し、年金請求の手続に係る情報を提供するとともに、手続の勧奨を行うこと
- ◆日本年金機構は、これらの情報提供等を確実に行うため、ご本人その他関係者および関係機関に対して、氏名や住所その他の事項について情報の提供を求めることができること

### 市区町村にご協力いただきたいこと

- 平成25年4月から、日本年金機構は市区町村に対し、正しい住所等を把握できていない被保険者であった方について、住所等の情報の提供を求めることができることとなりました。
- これにより、年金事務所等から市区町村に対して、被保険者であった方に関する情報の提供を依頼させていただいた場合は、被保険者および年金受給者に係る情報提供と同様に、ご協力をお願いします。



かけはし第16号「広報の広場」に掲載しました「新成人のみなさん おめでとうございます」の記事内容に一部誤りがありました。大変申し訳ございませんでした。

国民年金(基礎年金)3つのメリット

(誤) 3、加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます

(正) 3、加入者が亡くなったとき、子のある妻、子を支えます

なお、修正後の記事内容は次のとおりです。

## 新成人のみなさん おめでとうございます

### 20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

### 国民年金(基礎年金)3つのメリット

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| 1、老後を支えます                  | 老齢基礎年金 |
| 2、病気やけがで障害の状態になったときに支えます   | 障害基礎年金 |
| 3、加入者が亡くなったとき、子のある妻、子を支えます | 遺族基礎年金 |

### 世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

### 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料納付猶予制度があります。

#### ★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

#### ★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり保険料の納付が可能となった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

20歳になった時の国民年金の手続き等については市(区)町村または、年金事務所までお問い合わせください。

国民年金後納保険料納付書の使用期限にご注意ください！

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料については、平成24年10月から後納制度を利用して納付することが可能となりましたが、後納制度の申込みをされ、平成15年4月分以降（平成14年10月から平成15年3月までの保険料は、平成25年4月以降は納付できません。）の後納保険料のお支払いが済んでいない方は、お手元の納付書の納付期限が平成25年3月31日になっていますのでご注意ください。

なお、平成15年4月以降の後納保険料を平成25年4月1日以降に後納保険料を納付される場合は、使用期限が平成26年3月末までの納付書が必要となりますので、下記国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

△ ご注意 △

- 後納保険料の使用期限は当時の保険料から10年目の月の末日です。使用期限を経過すると納付できません。

例：平成15年4月分 ⇒ （使用期限）平成25年4月30日

- 保険料の加算額は年度（4月1日から3月31日まで）により定められます。前年度に発行された納付書は使用できません。

お問い合わせは、『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は03-6731-2015  
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>

月～金曜日 午前8:30～午後5:15。ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7:00まで延長  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00。（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません）

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違いない電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元にお知らせが届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

## 地域の独自情報

<年金事務所等での取り組み>

## 編集後記

日本年金機構の発足から4年目を迎えました。これまで、日本年金機構では、様々な手段を使って、記録の判明に努めてまいりましたが、いまなお、持ち主が分からない「未統合の記録」が残っているのが現状です。これら年金記録問題の解決に向けては、国民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。第16号の紙面にも掲載しましたが、一件でも多くの記録が本来の持ち主につながることを目指し、今月末から「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を取り組みます。市区町村担当の皆様方も、是非、このキャンペーンの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※「かけはし」に対するご意見・ご要望についてお待ちしております。  
ご意見は、E-mail : [kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp](mailto:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp) までお願いします。